

平成 28 年 8 月 22 日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光

担当理事 馬田 裕二

赤村乳幼児（子ども）・ひとり親家庭等・重度障がい者
医療費支給制度の拡大について

標記の件について、赤村では平成 28 年 10 月 1 日から拡大される旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、詳細については、赤村役場住民課健康増進係（0947-62-3000（内線 222））へお問い合わせ下さい。

記

<変更内容>

1. 赤村乳幼児（子ども）医療費支給制度

	現行		改正後	
制度名	赤村乳幼児医療費支給制度		赤村子ども医療費支給制度	
対象者	就学前	中学校卒業まで（※1）	就学前	中学校卒業まで（※1）
自己負担	なし	あり	なし	<u>なし</u>

2. 赤村ひとり親家庭等医療費支給制度

	現行		改正後	
対象者	中学校卒業まで（※1）	18 歳未満	中学校卒業まで（※1）	18 歳未満
自己負担	外来 800 円 入院 500 円（7 日限度）	外来 800 円 入院 500 円（7 日限度）	<u>なし</u>	外来 800 円 入院 500 円（7 日限度）

3. 赤村重度障がい者医療費支給制度

	現行		改正後	
対象者	3 歳到達月の翌月 ～中学校卒業まで（※1）	中学校卒業後（※2）	3 歳到達月の翌月 ～中学校卒業まで（※1）	中学校卒業後（※2）
自己負担	外来 500 円 入院 500 円（20 日限度） ※低所得者は 300 円	外来 500 円 入院 500 円（20 日限度） ※低所得者は 300 円	<u>なし</u>	外来 500 円 入院 500 円（20 日限度） ※低所得者は 300 円
精神病床への 入院医療費	対象外	対象外	<u>対象</u>	対象外

※1…15 歳到達後、最初の 3 月 31 日まで

※2…15 歳到達後、最初の 4 月 1 日から

※3 制度とも医療証の色は現行と変更ありません。